

「Google Pay トーカンサービス」モバイルペイメント特約

第1章 総則

第1条（目的等）

1. 本規定は、三井住友トラストクラブ株式会社（以下「当社」という。）から「ダイナースクラブカード／TRUST CLUB カード会員規約」（以下「会員規約」という。）および各規定・特約等（それらを総称して、以下「会員規約等」という）に基づき、当社が発行するカード（ただし、当社が認めるカードに限られる。）の貸与を受けた会員（以下「会員」という。）が、Google 社が別途指定する機種のモバイル端末（以下「指定モバイル端末」という）を使用する方法により Google Pay を利用する場合において、その Google Pay 決済サービス等（以下「本サービス」という。）の適用条件等を定めるものであります（以下、本サービスの利用にかかる基本的な内容および条件を定めた当社と会員との間の合意を「本特約」といいます。）。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約等を適用するものとします。
3. 本サービスを利用するためには、本特約のほか、Google 社との間で、Google Pay の利用に係る契約を締結する必要があり、Google 社の定める約款が適用されます（本特約と当該契約を合わせて「本契約」といいます。）。

第2条（用語の定義）

本特約において、用語の定義は以下に定めるものとします。本特約で定義されていない用語は、会員規約等と同様の意味を有します。

1. 「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者をいいます。
2. 「Google 社」とは、利用者に対して、Google Pay トーカンサービスを含む、指定モバイル端末にかかるサービスを提供する Google, LLC をいいます。
3. 「Google Pay トーカンサービス」とは、Google 社が提供する「Google Pay」と称する一連のサービスのうち、Google 社と指定モバイル端末の使用者との間の契約に基づき、指定モバイル端末の使用者がクレジットカードの番号とは異なる番号（トーカン番号を含む。）の発行を受けることによって、指定モバイル端末を非接触式決済等を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。
4. 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Google 社が利用者に提供する Google Pay トーカンサービスのためのアプリケーションをいいます。
5. 「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いて本サービスを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいます。
6. 「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。
7. 「トーカン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合にのみ使用することができる番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いて Google Pay トーカンサービスを利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトーカン番号が発行されます。
8. 「QUICPay」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）が運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。
9. 「QUICPay プラス」とは、QUICPay を基礎として、その機能を拡張した決済システムで、『QUICPay+』の名称が付されたものをいいます。
10. 「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay を決済方法として選択できる加盟店をいいます。
11. 「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。

第3条（契約手続き等）

1. 当社の指定する種別のカードの会員が本特約に同意のうえ、会員が本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Google 社および当社所定の方法により本契約の申し込みを行い、Google 社および当社がそれぞれ審査のうえ承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知され、当該通知と共に指定モバイル端末に Google 社所定の登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。
2. 家族会員（ダイナースクラブ ビジネスカード等の場合は追加会員、以下併せて「家族会員等」という）が家族カード（ダイナースクラブ ビジネスカード等の場合は追加カード）について本契約を申し込む場合、家族会員等はあらかじめ本会員（ダイナースクラブ ビジネスカード等の場合は基本会員）の同意を取得のうえ、本契約を申し込むものとします。

第4条（商標その他の知的財産権について）

本件アプリケーション等に関する知的財産権は、Google 社、当社または当社に当該知的財産権を許諾している第三者に帰属します。利用者は、本件アプリケーション等を Google 社、当社および当社に当該知的財産権等の使用を許諾している第三者が定める用途以外に使用することはできません。

第5条（トーカン番号）

1. 当社は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トーカン番号を発行します。トーカン番号が発行された場合、本件モバイル端末には Google 社所定の仕様に基づき、トーカン番号の一部の桁の数字のみが表示されます。
2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等から当社に対してトーカン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してショッピング利用を行ったことが特定されます。
3. 利用者はトーカン番号を本契約の目的のためにのみ使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってトーカン番号を管理しなければなりません。利用者は、本サービスおよびトーカン番号を第三者に開示、提供、もしくは利用させてはなりません。

第6条（トーカン番号の発行上の制限）

1. Google 社所定の Google Pay トーカンサービスの仕様上、会員が本サービスを使用しようとする本件モバイル端末について、既に Google Pay トーカンサービス以外の QUICPay にかかるサービスを利用している場合には、既存の QUICPay と重複してトーカン番号（QUICPay）の発行を受けることができません。
2. 前項に基づきトーカン番号（QUICPay）の発行を受けることができない場合、既存の QUICPay にかかるサービスの利用停止等の手続きを行うことにより、トーカン番号（QUICPay）の発行を受けることができます。（既存の QUICPay にかかるサービスの利用停止等の手続きは、会員自身で当該サービスの提供事業者等が定める手順、規約等に従って行うものとし、これにかかる一切の責任を当社は負わないものとします。）

第7条（付帯サービス）

1. 利用者は、第 3 章に定めるサービスのほか、利用者が本サービスを利用する場合に限った付帯サービスを受けられる場合があります。
2. 利用者が本サービスを利用する場合、会員が会員規約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。
3. 当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第8条（本件モバイル端末・パスワード等の管理等）

- 利用者は、自己の判断で本件モバイル端末により本サービスの提供を受けることとしたこと、本件モバイル端末の占有を失った場合には、第三者が本サービスを悪用するおそれがあること、モバイル端末認証(第4項に定めるものをいう。以下本項において同じ。)等について次の(1)から(3)の事情があること等を考慮し、本件モバイル端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
Google Payトーカンサービスは、
(1) QUICPay加盟店、QUICPayプラス加盟店で利用する際は、モバイル端末認証がなされることなく利用可能となるサービスであること。
(2) 本件モバイル端末の画面がロックされている場合や電源が切れている場合でも、利用可能となるサービスであること。
(3) 一部の加盟店においては、モバイル端末認証が行われた後10分(ただし、Google社により変更される場合があります。)以内であれば、更にモバイル端末認証を行うことなく、Google社所定の回数の利用が可能となるサービスであること。
- 利用者は、本件アプリケーションに指定カードが登録されている間、本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。
- 利用者が第三者(以下「共同占有者」という。)と共同で本件モバイル端末を使用する場合、共同占有者その他の第三者によって本サービスを利用されるおそれがより高くなりますので、第三者と共同で本件モバイル端末を使用することは禁じます。もし、本件モバイル端末を第三者と共同で使用した場合、利用者は、共同占有者その他の第三者が本件モバイル端末を使用することにより生じる一切の損害等に関する責任を負担するものとします。
- Google Payトーカンサービスは、第1項(1)から(3)までの場合を除き、本件モバイル端末の占有者がGoogle Payトーカンサービスを利用しようとする都度、本件モバイル端末所定の方法または利用者が本件モバイル端末で事前に設定した方法による認証(以下「モバイル端末認証」という。)を当該占有者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスです。当社は、モバイル端末認証がなされたことにより、本件モバイル端末を所有する者が利用者本人であるとみなします。
- 利用者は、モバイル端末認証に必要となるパスワード、図形パターン等(以下「パスワード等」という。)を他人に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、第三者がモバイル端末認証を行った場合には、本サービスを悪用するおそれがあること等を考慮し、本サービスの利用を申し込む際は、利用者の責任の下、本件モバイル端末とすることを予定する端末が採用する認証方法(生体認証機能を用いる方法を含む。)を確認したうえで、当該端末が採用する認証方法のうちどの方法を選択するかの判断を行うほか、他人に推測されやすい記号・番号・図形等をパスワード等として登録しないよう、既に登録されたパスワード等の変更を含めた必要な措置をとるものとします。
- 利用者が本サービスを利用する場合、会員規約または本人認証サービス利用規約に基づく暗証番号や本人認証サービス(ビザ・インクが提供する「Visa Secure」、マスターカード・インコーポレーテッドが提供する「ID Check」、ダイナースクラブインターナショナルが提供する「ProtectBuy」)による認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取り扱いがなされる場合があります。
- Google Pay利用対象カードを本件アプリケーションに登録するにあたり、あらかじめ利用者が当社に登録した携帯電話番号あるいはSMSを用いて送信された認証コードが入力されたときには、当社は当該Google Pay利用対象カードの登録は利用者の意思に基づくものとみなします。この場合、登録後の本サービスの取引

はすべて利用者が利用したものとしてカード利用代金等相当額について利用者が支払い義務を負うものとします。

第2章 個人情報の取り扱い

第9条（個人情報の収集、保有、利用）

- 利用者および本契約を申し込まれた方(以下「利用者等」という。)は、当社が、(1)本契約を締結するか否かの判断、(2)本契約締結後の管理、(3)利用者に対する本契約に基づくサービスの提供のために、Google社から以下の(ア)から(イ)の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。
 - 利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言語等、利用者等がGoogle社に登録した事項
 - 本件モバイル端末の識別番号、端末の種別
 - 利用者等が本契約の申し込みを行われるにあたって指定モバイル端末に入力された内容および入力方法等
 - 本契約を締結するか否かの判断に必要または有用な情報
- 利用者は、当社がGoogle社に対して、(1)Google社における本契約締結後の管理、(2)Google社の利用者に対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号、トーカン番号、本契約の有効期限、取引情報および本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があること、およびGoogle社が当該情報を、同社のプライバシーポリシーで定められた目的の範囲内で利用する場合があることに同意します。
- 利用者等は、両社が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1項に定める個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第10条（契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用）

利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本契約が終了した後であっても、当社が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

第3章 モバイルペイメントサービス

第11条（利用可能な金額）

- 利用者は、指定カードの利用が認められた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。
- 前項にかかるわらず、加盟店もしくは当社がこれより低い利用上限額を設定している場合があります。その場合は、当該利用上限額が適用されます。
- 前二項にかかるわらず、加盟店の一部においては、1回当たりの利用金額が制限される場合があります。

第12条（ショッピング利用）

- 利用者は、加盟店(QUICPay加盟店、QUICPayプラス加盟店)において、本サービスを利用することができます。なお、Google Payトーカンサービスを利用できる店舗として、Google社所定のサービスマークが表示されている店舗であったとしても、一部の加盟店では、本サービスを利用することはできません。
- 前項にかかるわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類によっては、前項の加盟店の一部において本サービスを利用することはできません。
- 利用者は、会員規約の定めにかかるわらず、加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、モバイル端末認証が求められる場合にはこれを行い、かつGoogle社所定の手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、会員規約に基づき、署名または指定カードの暗証番号の入力を求められる場合があります。
- 前項にかかるわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。
- 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使

用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。

6. 利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。

第13条（支払区分）

利用者が加盟店の店頭において指定できるショッピング利用代金の支払方法は1回払いのみとなります。ただし、利用者は、会員規約の定めに従い、当該1回払いを他の支払方法に変更することができます。

第4章 その他

第14条（本件モバイル端末の紛失、盗難）

1. 利用者は本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知った場合には、直ちに、次の(ア)の措置をとり、かつ、(イ)または(ウ)の措置をとるものとします。なお、利用者は本契約の締結後速やかに、紛失、盗難等の発生の際に(イ)の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。また、本件モバイル端末の通信サービスを提供する事業者によっては、(ウ)の措置に対応していない場合があります。(ウ)の措置をとれるかは、利用者が通信事業者に確認するものとします。
 - (ア) 当社に対する届出
 - (イ) Google 社所定の方法による遠隔操作での Google Pay トーカンサービスの機能停止措置の実施
 - (ウ) 本件モバイル端末の通信サービスを提供する事業者（以下「通信事業者」という。）に対する、本件モバイル端末と一緒に IC チップの機能停止および本件モバイル端末の回線遮断の届出
2. 本件モバイル端末を紛失し、または盗取もしくは詐取等されたことにより、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は会員の負担とします。なお、第8条第3項に定める通り、本件モバイル端末を第三者と共同で使用した場合、共同使用者その他の第三者が本件モバイル端末を使用し、本サービスを利用した場合にも、その利用代金は同様に会員の負担とします。
3. 利用者は、指定カードの紛失、盗難等に気づいた場合は、会員規約に従い手続きを行うものとします。その際は、当該カードが指定カードである旨の申告も行うこととします。
4. なお、本件モバイル端末の紛失もしくは盗難により本サービスを他人に利用された場合には、前項の手続きを行った後であっても、手続前60日前以降に発生した損害に対する支払い免除の対象にはなりません。

第15条（一時停止等）

1. 当社は、本サービスを提供するためのシステム（以下「本決済システム」という。）の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止することがあります。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することがあります。
 - (1) 本決済システムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続することが困難な場合
 - (3) 本サービスまたは本決済システムのセキュリティ上、当社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
 - (4) 上記各号のほか、当社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合

第16条（免責）

1. 当社および Google 社（以下「両社」という。）は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。

（1）本件モバイル端末（これと一体となり、または記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。）もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合

（2）本件モバイル端末の電池切れによる場合

（3）Google 社が利用者に対して Google Pay トーカンサービスにかかるサービス提供を停止もしくは中止している場合、またはその他 Google 社の事情に起因する場合

（4）前条に基づき、本サービスが一時停止または中止された場合

2. 両社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、利用者に損害が発生した場合といえども、両社に故意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、両社に故意または重過失がある場合を除き、両社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。

第17条（契約期間）

1. 本契約は、第3条第1項の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日（以下「契約成立日」という。）に成立し、契約成立日の5年後の応当日の属する月の末日（以下「契約満了日」という。）に終了します。
2. 利用者は本件アプリケーションにおいて、Google 社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を中途解約することができます。

第18条（解除等）

1. 当社は、1ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を解除することができます。
2. 当社は、利用者が本契約に違反し、当社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。
3. 次のいずれかに該当するときは、当社からの催告および通知がなくても、当然に本契約は終了します。
 - (1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき
 - (2) Google 社と利用者との間の Google Pay トーカンサービスにかかる契約が終了したとき、または、Google 社が Google Pay トーカンサービスの利用停止の措置をとったとき
 - (3) 通信事業者が本件モバイル端末について、IC チップの機能停止および回線遮断の措置をとったとき
 - (4) 会員規約に基づき、会員区分の変更があったとき
 - (5) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があると当社が判断したとき
 - (6) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失した旨通知したとき
 - (7) 連続して12ヶ月間以上、本件モバイル端末を使用した本サービスの利用が行われなかつたとき
 - (8) 利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき
 - (9) 利用者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (10) 利用者による本サービスの利用状況が適当でないと当社が判断したとき

第19条（サービス変更、一時停止または終了について）

1. Google 社、その他 Google Pay トーカンサービスに関するサービスの提供会社の事情により、本サービスは内容の変更、停止または終了をすることがあります。
2. 当社は、前項により利用者または第三者が被った一切の損害、不

利益について一切の責任を負いません。

第 20 条（本特約の改定等）

1. 当社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として利用者に対して当該改定につき通知し、又は当社ウェブサイトにおいて告知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
2. 当社は、本サービスの内容を変更した場合(ただし、軽微な変更の場合等、利用者に特段の影響がない場合を除きます。)にも、前項の方法に準じて、利用者に対して通知、告知または公表します。

(2025 年5月 14 日)

LC-4772-202505